

ほっと

「支援者の価値観」ではなく、「本人中心」の意思決定支援へ 「成年後見制度のアンケート調査」報告集 久岡弁護士の記念講演

報告その②

成年後見制度の役割」と題して記念講演された久岡英樹弁護士は、「成年後見制度のあらまし」を述べた上で、概略（抜粋）、以下の説明をされました。

後見人の権限で大事なことは「代理権」

法定後見人の権限で大事なことは、「代理権である」と指摘した上で、具体的には①財産に関する契約（通帳管理や収入支出の手続きなど）、②身の回りの援助を行う身上保護に関する契約（介護などの事実行為を行うのではない）の決定手配をすることの重要性を指摘されました。

「代理権」には、職務の限界がある

なお、その代理権には、権限と限界・職務の限界がある。後見人が保証人にはなれないこと等、「後見人に行えないこと」と、「できないこと」がある



久岡弁護士

意思決定支援は、個人の尊厳に関わる

続いて「意思決定支援」の重要性を強調されました。「本人支援の現状」について、私たち支援者は、本人の意思・価値観・立場で考え行動しているか？見つけ直す必要があると指摘した上で、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」の基本的な考え方に立ち、「自分のことを自分で決めることは人の存在の本質」であること、「支援者の価値観」に基づく支援から、「本人を中心とした」支援へと強調されました。

「意思決定支援のシステム」としては、準備・環境整備から、意思決定支援（チームミー

まず、本人との信頼関係の確立 チームでの意思決定支援を

整備されている法律・ガイドラインも踏まえ、「意思決定支援のシステム」と「支援者のマインド・意識改革・パラダイム転換」が求められると指摘されました。

久岡弁護士の補足説明の概要

「成年後見制度の見直しの方向」（政府）

- 法制審議会において、来春にも、以下の5点で民法改正の方向との説明。
- ①適切な時期に必要な範囲・期間で利用できるようにする（必要性・補充性）
 - ②終身ではなく有期（更新）の制度にして見直しの機会を付与
 - ③身上保護や意思決定支援の変化に応じて後見人等が円滑に交代可能に。
 - ④同意要件や代理権の範囲を見直す
 - ⑤成年後見人らの報酬の算定方法を明確化
- これらの前提に「本人中心の意思決定支援」が重視されています。

アンケート（特に自由記述欄）に寄せられた不安や意見について

久岡弁護士が概略、以下の通り説明されました。

- ①後見報酬が高いとの意見について
 - ・本人の財産（お金）は、まず本人のために使われるのが基本。
 - ・なお、報酬の支払いを援助する制度として、成年後見制度利用支援事業があり、報酬額の公費負担が受けられる。（自治体により支給要件が異なります）
- ②申し立て手続きが難しそうについて
 - ・状況によって、申請書類も変わりますので、まず相談機関の利用を申請支援を受けることも可能です。弁護士による代理申請も可能です。
 - ※司法書士の場合、書類の準備はできますが、申請については代理はできません。
- ③後見人の不正、不適切な対応について
 - ・制度創設期から比べると、裁判所による審査も厳しくなり減少している。
 - ・H26年と令和5年と比べると、不正・不適切な対応は大きく減っている。
 - ・不正・不適切な対応は、専門職の後見人によるものもあるが、家族後見によるものが多く報告されている。⇒ 続きは、裏面へ！

「意思決定支援プロセス」が大切である。まず、本人のことをよく知り、信頼関係を確立すること。そして、支援者の考え方を押し付けたり、誘導したりしないで、あくまでも本人が意思を表明しやすい

環境をつくって、表明できるまで待つ。それをチームで支援して行うことが大事だと指摘されました。

望、価値観等を尊重して支援することが大事。つまり、「支援者による代行決定」から、「本人中心の意思決定支援」へ、天動説から地動説への転換を例に、パラダイム転換が求められると強調されました。

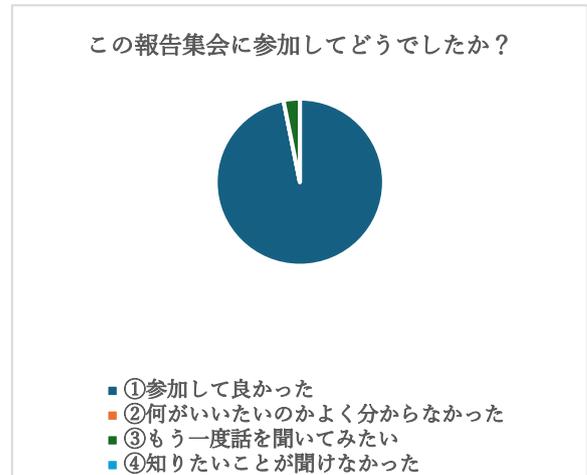
「支援者の価値観ではなく、本人中心の意思決定支援を！」 「支援者のマインド・意識改革」については、本人と支援者の思いには違いがあることに留意しなければならぬ。決定するのは、あくまでも本人であり、本人の好み、希望、価値観等を尊重して支援することが大事。つまり、「支援者による代行決定」から、「本人中心の意思決定支援」へ、天動説から地動説への転換を例に、パラダイム転換が求められると強調されました。

「報告集会」参加者アンケート(抜粋)

回収枚数：33枚

1 この報告集会に参加してどうでしたか？

- ①参加してよかった：31名
- ②何がしたいのかよく分からなかった。：0名
- ③もう一度話を聞いてみたい。：1名
- ④知りたいことが聞けなかった。：0名

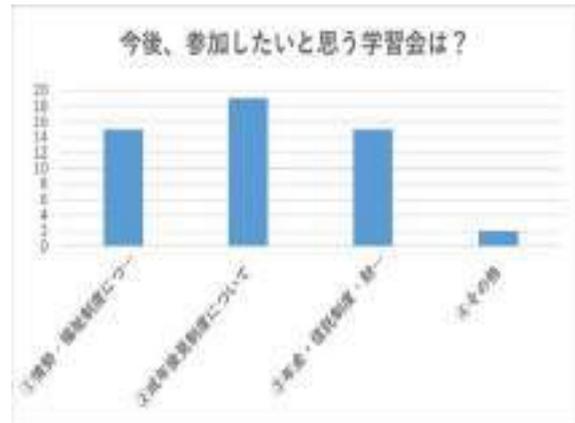


(自由記述欄) (抜粋)

- ・アンケートからの客観的に読み取ることが、自分が実感として感じていたこととほぼ相違なかったです。アンケートから見えてきたことをしっかり自治体や社会に訴えていく必要があると改めて思いました。また、後見制度について改めて学べて良かったです。兄弟姉妹でできないことは多いとは知りませんでした。高齢化が進む中、課題は多いと思いました。
- ・非常に有意義な集会をありがとうございました。まだ、不明点などもでてきそうなので、今から学習していきたいと思います。
- ・障がい者目線でのお話や制度変更があるようで、良い勉強会でした。
- ・成年後見を利用している人は重度重複の人が多。意外と相談支援につながっている人が少ない(46%)。日頃から支援者とつながっておくことが必要。など具体的なことが知れて良かったです。今後も勉強したいです。また、具体的に成年後見を利用されている方、支援されている方の話を聞いて良かったです。
- ・実際の経験談を伺えて良かったです。知らないことも多くあり、勉強になりました。ありがとうございました。
- ・家族と支援員の方のインタビューはとても良かったです。みなさん、とてもイメージしたと思います。家族の後見でも、適切に出納帳を付けると本人に係る費用が掛からなくなるが、家族で支えている実態が、よく伝わってきました。
- ・今日はありがとうございました。アンケートの集計もありがとうございました。成年後見の大切さや、弁護士さんの話もとても良かったです。自己意思決定を大切にしたいです。見直しに期待しています。

2 今後の学習会についてお聞きします。参加したいと思う学習会は何ですか？

- ①情勢・福祉制度についての学習会：15名
- ②成年後見制度についての学習会：19名
- ③年金・信託制度・財産管理についての学習会：15名
- ④その他：2名



3 交流会の感想、分からなかった点や疑問点などありましたらご記入ください。(抜粋)

- ・久岡さんが作って下さった資料、大きな文字で高齢者のとても優しいご配慮、ありがとうございました。
- ・実際に利用している家族のリアルな声はとても勉強になりました。後見人選定まで、とても時間がかかることも分かりました。元気なうちに考えて取り組まないといけないと実感しました。私自身に障害のある弟がおり、数年前に母が亡くなった時に考えましたが、手続きのことを思うと、二の足を踏んでいました。父も高齢になり、本腰を入れて考えないといけないと改めて思いました。貴重な機会をありがとうございました。
- ・自分の中で、成年後見制度が必要かどうか不確かでしたが、話を聞く中で、やっぱり必要性があると思いました。また、機会があれば参加したいです。
- ・母親としてもっと本人を中心に意思決定を大切にしないといけないことを実感しました。
- ・久岡弁護士の講演は、分かりやすく大変参考になりました。
- ・障害児(今は、16歳)の子の親です。親亡き後のこと(両親も若くないので)を考えたいと思い、参加しました。子どもは重度なので、自分の意見を言葉にすることが出来ませんが、本人の思いは必ずあり、その意思決定支援もしてもらえるのか、丁寧に対応してもらえるのか知りたいです。成年後見制度が本当に使える制度となることを希望しており、自分もその活動に参加したいと思っています。子どもたち・障がい者の未来のために、私にもできるボランティア活動などがあれば、アナウンスお願いします。
- ・ほっとの存在すら知らなかったもので、出会えて良かったと思います。アンケート回答して良かったです。今後ともよろしくお願いします。いっぱい勉強させていただきました。
- ・熱意あるお二人のお話しが伺えてとても勉強になりました。実際に後見人をされているお母さんは、「後見人を、母からほっとさんに現在変更中とのお話し頂き、それは安心とと思いました。高倉先生の丁寧なアンケート調査も納得させて頂ける内容でした。ありがとうございました。